

現況届、所得状況届の提出をお忘れなく

# 子育て支援のための 各種手当制度のお知らせ



●問い合わせ ごくも福祉課

(東庁舎1階) ☎33-9855 ☎36-9119

ひとり親や障害児の親が、安心して子育てができるように、さまざまな手当制度があります。申請や相談はお早めにお願ひします。

## 児童扶養手当

離婚や死別などにより、ひとり親となった児童の養育者を対象に、生活の安定と、就労による自立促進のために児童扶養手当を支給します。

### ◆支給対象者

- 18歳に達する年の年度末までの児童（児童が心身に中程度以上の障害を有する場合は20歳未満まで）で、次に該当する児童を養育している父または母、父または母に代わって児童を養育している方
- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害にある児童

- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童

### ◆対象とならない場合

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ②日本国内に住所がないとき
- ③父または母が戸籍上婚姻していないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあるとき

### ◆公的年金との併給

支給要件に該当し、年金月額と手当額を比較して、年金月額の方が少ない場合は併給ができます。

### ◆父子家庭の支給要件

児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合

### ◆支給額

表①のとおり

### ◆所得制限限度額表

表②のとおり

表①児童扶養手当 支給額

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	4万2,500円	1万40円	6,020円
一部支給の場合	4万2,490円～1万30円	1万30円～5,020円	6,010円～3,010円

表②児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等	本人		配偶者および扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

### ◆手当の一部支給停止(減額)措置

◆所得審査対象の所得額・扶養人数を更正した場合  
本人や扶養義務者が、修正申告等により所得額や扶養人数を変更した場合は、支給月額が変わりますので、ご注意ください。

手当を受給している方で、支給開始月から5年を経過する等の要件に該当する方は、先にお送りした「一部支給停止適用除外事由届」と必要な書類を添付し、現況届と併せて提出してください。  
※提出がない場合は、一部支給停止(減額)措置の対象となります。提出期限までにご提出ください。

## 特別児童扶養手当

精神・知的または身体障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図るため支給されます。

### ◆支給対象者

次に該当する精神・知的または身体障害のある20歳未満の児童と同居し養育している父母や、父母に代わって児童と同居し養育している方

#### ①1級該当児

療育手帳A程度  
身体障害者手帳1・2級程度

#### ②2級該当児

療育手帳B程度  
身体障害者手帳3・4級程度

### ◆支給額

#### ①1級該当児童

1人月額 5万1700円

#### ②2級該当児童

1人月額 3万4430円

### ◆所得制限限度額

表③のとおり

表③特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族	本人	配偶者および扶養義務者
0人	459万6,000円未満	628万7,000円未満
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人	611万6,000円	717万5,000円
5人	649万6,000円	738万8,000円

## 障害児福祉手当

在宅の重度の障害児に対し、その障害によって生ずる経済的な負担を一部軽減することにより、自立の促進と福祉の増進を図るため支給されます。

### ◆支給対象者

20歳未満で常時介護を必要とする在宅重度障害児

表④障害児福祉手当 所得制限限度額

扶養親族	本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円未満	628万7,000円未満
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円
5人	550万4,000円	738万8,000円

### ◆支給額

1人月額 1万4650円

### ◆所得制限限度額

表④のとおり



## 現況届と所得状況届の提出を

### ◆児童扶養手当を受給されている方へ

現況届をお送りしますので、8月31日(金)までにご提出ください。

現況届のご提出がないと、8月分以降の手当が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

### ◆特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給されている方へ

所得状況届をお送りしますので、8月13日(月)～9月14日(金)の間にご提出ください。

所得状況届のご提出がないと、8月分以降の手当が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

### ◆提出先

こども福祉課(東庁舎1階9番窓口)、または波田支所内 西部福祉課へ。各地区地域づくりセンター(支所・出張所)では受け付けできません。

